

## 社会福祉法人 慈久福社会 常勤役員報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 慈久福社会の役員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第 2 条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。  
2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。  
3 報酬は、法人と委任関係にある役員(以下「役員」という。)の職務執行の対価として支払われるものである。

### (常勤役員の勤務報酬)

第 3 条 所定週平均2日以上業務にあたる(以下「常勤役員」という。)に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。  
2 当該報酬以外に理事会、監事監査に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

### (出張旅費)

第 4 条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費を支給することができる。  
2 旅費は、実費を支給する。  
3 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。  
4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。  
5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (兼務役員)

第 5 条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (役員等の職務証跡)

第 6 条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第 7 条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月14日より適用する。

別表 I

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等(月額)	200,000円	職員兼務でない場合
理事長業務報酬等(月額)	100,000円	職員兼務の場合
業務執行理事等(月額)	60,000円	職員兼務でない場合
業務執行理事等(月額)	30,000円	職員兼務の場合

別表 2

旅 費	宿 泊 費	日 当
実 費	15,000円	2,000円

\*やむを得ない事情により、宿泊費が別表2以上になった場合は、実費とする。

## 社会福祉法人 慈久福祉会 非常勤役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 慈久福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

- 第 2 条 本規程でいう非常勤とは所定週 2 日以上勤務に該当しない勤務をいう。
- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
  - 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
  - 4 所定週 2 日以上勤務に該当しない役員を対象に以下の各条を適用するものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第 3 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により、実費弁償費を支払う。
  - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第 4 条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができるものとする。
- 2 業務執行理事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。
  - 3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命をうけて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 4 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命をうけて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 6 条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別紙 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、また、同日にあわせて苦情対応委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応第三者の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

③ 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設職員としての業務を除く職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日より適用する。

別表Ⅰ 役員報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	支給しない	5,000円
評議員会出席報酬等	支給しない	5,000円
苦情対応第三者委員	支給しない	5,000円

別表2 （日額）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等	支給しない	5,000円	
業務執行理事業務報酬等	支給しない	5,000円	
理事業務報酬等	支給しない	5,000円	
監事業務報酬等	支給しない	5,000円	
苦情対応第三者委員	支給しない	5,000円	

別表3 （日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	日 当
実 費	15,000円	支給しない	2,000円

\*やむを得ない事情により、宿泊費が別表3以上になった場合は、実費とする。